

丹波自然運動公園 出店要項（食品販売）

令和4年1月

1 目的

公園利用者へのサービス向上と利用促進をはかることを目的として出店を行うものです。出店場所は原則として定められた場所とします。出店を希望される事業者は、趣旨に賛同し、関係資料の内容をご理解いただき承知した上で、出店をお願いいたします。

2 出店資格

出店できる事業者は、つぎの要件をすべて満たす法人または個人、及び団体に限ります。

- (1) 「**京都府一円（京都市を除く）**」及び「**京都府一円（令和4年10月1日以降のもの）**」
飲食店営業許可（露天）、菓子製造業許可（露天） ※令和8年5月まで有効 の許可を受けていること。
- (2) 移動販売車での出店の場合、「**京都府一円（京都市を除く）**」及び「**京都府一円（令和4年10月1日以降のもの）**」 **飲食店営業許可（自動車営業）** を受けていること。
- (3) お客様用のゴミ箱を設置し、自店から排出されたゴミ（包装類・容器等）を回収し持ち帰ることができること。
- (4) 販売に必要な備品を持参し準備できること。
- (5) 次に該当する場合は営業できません。
 - ①政治性および宗教性のある事業者。
 - ②法令または条例の規定に違反し、または違反する恐れがある事業者。
 - ③風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業法と規定される事業者。また、風俗営業と類似する事業者。
 - ④消費者金融業。
 - ⑤法律に定めのない医療類似行為を行う事業者。
 - ⑥各種法令に違反している事業者。
 - ⑦公園の円滑な運営に支障を来たす、または来たす恐れのある事業者。
 - ⑧暴力団関係者及びその繋がりとされる者。

3 出店場所

場所は、こどもの広場（2店舗程度）及び園地内となります。ただしこどもの広場以外の園地での出店については事前にご相談ください。先着順にてご案内いたします。

なお出店内容が他店舗と重なった場合は出店をお断りする可能性がございます。

場所により許可出来ない場合がございます。 ※電源が使用できる場所については限られています。

4 営業時間

原則として9時から17時までです。(準備時間・片付け時間も含めます)

5 出店にかかる費用

- (1) 出店手数料：土日祝日/総売上の15%を乗じた金額とし、上限を10,000円とする。
平日/総売上の5%を乗じた金額とする。(特に上限は定めない)
- (2) 電源使用料：出店1日につき1,500円(電気を使用する場合のみ)
- (3) 手数料支払い方法
出店終了後、売上管理表(別紙)を京都トレーニングセンター総合受付にご提出いただきお支払いください。連日出店される場合は、各日ごとにお支払いください。(まとめ払い不可)

※なおイベント時のご出店は上記費用と異なる場合がございます。

6 出店申込

(1) 出店の事前手続き

ご出店は手続きを終えてからの申込みとなりますので、ご希望の方は事前にご相談ください。

公園総合受付【TEL：0771-82-0300】

(2) 提出書類(各一部)

出店を希望される場合は、下記の提出書類を提出してください。

| | 提出書類 | テント | 移動販売車 |
|---|---|-----|-------|
| ① | 出店申込書 | ○ | ○ |
| ② | 「京都府内一円(京都市を除く)」及び 「 京都府一円(令和4年10月1日以降のもの) 」の 飲食店営業許可証(露店)の写し | ○ | — |
| ③ | 「京都府内一円(京都市を除く)」及び 「 京都府一円(令和4年10月1日以降のもの) 」の 飲食店営業許可証(自動車)の写し | — | ○ |
| ④ | 移動販売車の車検証の写し | — | ○ |
| ⑤ | 販売車両写真画像(ナンバープレートの確認可能な写真) | — | ○ |
| ⑥ | 食品衛生責任者名札もしくは修了書(3年以内)の写し | ○ | ○ |
| ⑦ | 賠償責任保険加入書もしくは傷害保険加入書の写し | ○ | ○ |
| ⑧ | 販売責任者(現場責任者)の検便検査済証 (取得から1年以内)の写し | ○ | ○ |

(4) 提出先

京都府立丹波自然運動公園 業務課 キッチンカー係

E-mail : kouen-kitchen@kyoto-tanbapark.or.jp

FAX : 0771-82-0480

(5) 提出方法

必要な書類をメールまたはFAXでご送付、もしくは窓口まで持参ください。

提出書類確認後、不備がなければ出店の申し込みが可能となります。

(6) 出店受付期間

毎月10日に翌月の予約開始。

出店希望日の1週間前までにお申込みください（先着順）

※ご予約はお電話にてお願いします。 公園総合受付【TEL : 0771-82-0300】

7 事前確認事項について

- (1) 出店を希望する事業者は、出店要項のとおり申し込みを行ってください。
- (2) 出店決定後、出店する権利を他人に譲渡または委託はできません。
- (3) 食品衛生法その他関係法令等を順守し、衛生管理及び感染症対策を徹底してください。
- (4) 出店時は食中毒が懸念されるため、調理者は調理用手袋・滅菌スプレー等を用意し、必ず清潔に営業してください。
- (5) 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、名称・期限表示・製造者・販売者等を必ず表示してください。
- (6) 酒類の販売は原則として不可とします。ただし、管理者が販売を許可した場合を除きます。
- (7) 出店時は、必ず店舗の前にお客様用ゴミ箱をわかりやすく設置してください。
- (8) 発電機の持ち込みはできません。電源が必要な場合は電源使用を申し込んでください。
- (9) 営業中のBGM使用は車から漏れる程度であれば認めます。管理者が迷惑になる音量と判断した場合は直ちに止めていただきます。
- (10) 公園内での食器等の洗浄やゴミの廃棄・排水（氷なども含む）・流水はできません。
- (11) 公園内での車両の移動については、安全確保のため管理者の指示を順守してください。
- (12) 営業中に公園が求める条件等を満たせなかった場合は許可を取り消すことがあります。その取り消しにより、出店者に損失が生じてもその損失を補償しません。また、出店者は公園に対し一切補償の請求は行わないこととします。
- (13) 公園管理上支障がある場合、許可できないことがあります。

8 出店当日について

- (1) 公園管理者等の指導に従ってください。
- (2) 出店時は入場許可証を見える位置に提示してください。
- (3) 過度の呼び込みは控えてください。また、拡声器等の使用は禁止とします。
- (4) 公園利用者の安全な通路（動線）を確保してください。
- (5) 販売に付随するゴミの整理・清掃・資材の設置・撤収等について、一切の責任を出店者がもつこととします。
- (6) 終了後は出店場所周辺の清掃を適宜行い、原状回復を行ってください。
- (7) 事故、怪我が起きないように、十分注意を払ってください。
- (8) 緊急事態等（事故、怪我等）あった場合を想定し、初動体制を整えておいてください。なお、緊急事態があった場合は、直ちに総合受付に連絡をし、連携を取り合って対応してください。

■ 京都府立丹波自然運動公園 総合受付 0771-82-0300

- (9) 京都府都市公園条例を順守してください。
- (10) 搬入搬出の際、万が一、車両で舗装等の公園設備を破損、損傷させた場合は、直ちに公園の総合受付に報告をし、協議のうえ出店者の負担において原状回復してください。

8 防火対策（義務）について

- (1) 火気（ガス・炎を用いる物）を使用する際には、防火対策を必ず行ってください。
また、出店者にて業務用消火器の準備をしてください。
- (2) 火気取扱いレイアウト図及びガスボンベ転倒防止策図を申込み時に提出してください。
- (3) 火気の使用は、管理者の許可を得た場合とします。
- (4) 使用する火気に、不具合がないか事前に確認をしてください。
- (5) 火気取扱場所に業務用消火器を適正に配置してください。
- (6) 火気の周辺は常に整理及び清掃に努めてください。
- (7) 火気を設置する台には、不燃性のものを使用してください。
- (8) 火気の周辺は可燃物から 15 c m以上、上方向 1m以上の距離を保つようにしてください。
- (9) 火気の三方を不燃性の物（コンクリートブロック、レンジアルミパネル等）で囲ってください。
- (10) 揚げ物は必ずフライヤーまたはこれに類する調理器具を使用してください。
- (11) 焼き物等はお客様への危険が伴うため、車内及びテント内のみとします。
- (12) 火気使用中は、その場を離れないでください。

9 LP ガス及び電気の使用について（ボンベ・火気使用器具等）

- (1) LP ガスを使用する際には、別紙「屋外やイベント会場で LP ガスを使用するお客様へ」（消防庁・経済産業省）の内容を順守してください。
- (2) ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置してください。
- (3) ボンベは安定した安全な場所に転倒ないようにベルト式固定器具等（鎖、ロープ、結束バン

- ド等) を使用し設置するとともに、転倒防止策を講じ必要に応じ区画してください。
- (4) ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用してください。
 - (5) 1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しないでください。(それぞれに開閉栓を設けた場合を除く)
 - (6) 携帯発電機(ガソリン型・ディーゼル型・ガス型等)の持ち込みは、安全、防火の観点から不可とします。
 - (7) 公園内の電源を使用する際は、必ず事前に申請を行ってください。
 - (8) 1店舗あたりの電源使用容量は、**上限 15 アンペア (約 1,500 ワット)** までとします。

10 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

営業時は以下のような対策を講じ、体調管理等を各自行ってください。

- (1) 調理中など従業員は必ずマスクを着用するなどして衛生管理に努めてください。
- (2) 飛沫防止シートの設置を行うなど、感染拡大防止に努めてください。
- (3) 従業員の検温や体調確認を行い、体調不良の場合は営業を中止してください。

11 その他

- (1) 出店に際して、ルールを守れない場合は出店をお断りする場合があります。
- (2) 出店を無断でキャンセルすることや、正当な理由なくキャンセルを繰り返すなどマナー違反の方は出店をお断りする場合がございますのでご注意ください。
- (3) 公園管理者の事由(イベント・工事等)により、出店場所等に変更が生じる場合があります。
- (4) 喫煙は指定以外の場所以外では行わないでください。調理・販売車両裏などでの喫煙も禁止とします。

12 申請及び問合せ先(公園管理者)

公益財団法人 京都府立丹波自然運動公園協力会 キッチンカー係
住所：〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7
電話：0771-82-0300 FAX：0771-82-0480